

# 法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-28

## 江戸日本橋商人の記録：〈にんべん〉伊勢屋伊兵衛幸通の書状と『委嘱』について

澤登, 寛聡 / SAWATO, Hirosato / CHIKUGO, Nori / 筑後, 則

---

(出版者 / Publisher)

法政大学文学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Bulletin of Faculty of Letters, Hosei University / 法政大学文学部紀要

(巻 / Volume)

57

(開始ページ / Start Page)

11

(終了ページ / End Page)

23

(発行年 / Year)

2008-10-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003557>

〈史料紹介〉

## 江戸日本橋商人の記録

—— 〈にんべん〉伊勢屋伊兵衛幸通の書状と『委嘱』について——

澤 登 寛 聡  
筑 後 則

## はじめに

〈にんべん〉の〈かつおぶし〉で知られる江戸日本橋商人高津伊兵衛家の古文書が、江戸時代、世界最大の人口規模を持った都市江戸の研究にとって貴重な史料である点は前稿で述べた。殊に三代目の当主であった伊兵衛幸通の書き残した記録は、高津家文書の性格を知る上で、最も重要な意義を持っている。

今回は、安永二年（一七七三）九月一六日付の手代吉右衛門宛高津伊兵衛幸通書状ならびに表紙に「委嘱」とある安永六年正月一六日の遺言状について紹介する。

『委嘱』 安永六年（一七七七）正月一六日

『委嘱』は、高津伊兵衛幸通の遺言状である。最初、安永三年（一七七

四）七月一五日に完成をみた。幸通は、正徳四年（一七一四）七月一五日に生まれているので、この日は、数え歳で六一歳の誕生日にあたる。還暦を迎え、幸通は、自分が死を迎えた時の事を考え、遺言状を書いた。

幸通は、この遺言を暫く持っていたが、二年半後の安永六年（一七七七）正月一六日、「改正」として今回、紹介する『委嘱』に書き改めた。この月六四歳となった幸通は、隠居して通称を、伊兵衛から伊左衛門へと改めている。遺言状である『委嘱』の「改正」も、このような身の処し方と深く関係している事はいうまでもない。

『委嘱』の数量は、全三三丁が袋綴の縦帳・一冊に仕立てられている。綴じ方は四つ目綴じであり、料紙の法量は、縦二七・八cm×横二〇・二cm、本文は半丁に七行取りで書かれている。（澤登寛聡）

手代吉右衛門宛高津伊兵衛幸通書状 安永二年（一七七三）九月一六日

安永二年（一七七三）五月から一〇月までの間、幸道は、手代の吉衛門

を大坂へ出張させた。鯉節の下り荷を仕入れるためであった。

高津家には、正徳年間から文化年間までの『日記』が保存されているが、その安永二年九月一六日の条には「吉右衛門へ最早不可調 夷講迄二帰着申遣」とある。書状の日付も「九月十六日」となっている。この記述によつて、この書状は、安永二年九月一六日、幸道が大坂の吉右衛門宛に書いたのだという点が確認できる。

なお、この書状は、一点の書状にしては比較的長い文章となっているが、それは次の理由による。すなわち、大坂へ出張した吉右衛門は、江戸の伊兵衛幸通宛に八月二八日・九月朔日・二日・五日・七日の五度、書状を差し出した。しかし、これら五通は「川支」えによつて幸通の手にほぼ同時に届いた。伊兵衛は、これらをまとめて披見し、五通の書状の問い合わせに対し「一ツ書を以て順々ニ申述」べて指示を与えた。この結果、幸通の返書は、書状五通分に相当する分量となった。

書状は現在、卷子に仕立てられている。本紙の法量は、縦一五・九cm、横四九七・二cm、美濃紙六枚を継いでいる。

卷子は、縦一八・〇cm・横五三六・五cm、表紙の見返しが一八・二cm、巻末の見返しが二〇・五cmとなっている。径一・五cmの軸に巻き込んだ状態で、外径は五・五cmであり、径〇・八cmの押しえ竹には、四六・五cmの焦茶色の巻き紐が付いている。題簽は、縦一〇・六cm・横一・八cmで「三代目真筆 一卷」と書かれている。

装幀の時期は詳らかでないが、この書状が丁寧に軸装されて大切に伝えられてきた理由は、江戸屈指の鯉節商人（にんべん）高津家の経営基盤を確立した三代伊兵衛の真筆である点、また、本文の記述からも窺えるよう

に、この書状が、江戸時代の（にんべん）の商業活動のなかでも稀にみる大商いの記録として記念碑的意味を持つに至つたためであると考えられる。

（筑後 則）

〈参考文献〉

- ・澤登寛聡・筑後則・他「江戸日本橋商人の記録——（にんべん）伊勢屋伊兵衛幸通の『追遠訓』について（上）」『法政大学文学部紀要』第54号 二〇〇七年三月。
- ・澤登寛聡・筑後則・他「江戸日本橋商人の記録——（にんべん）伊勢屋伊兵衛幸通の『追遠訓』について（下）」『法政大学文学部紀要』第55号 二〇〇七年一〇月。
- ・株式会社「にんべん編『二筋の道』（にんべん発行 一九九九年初秋）。
- ・『日記』（高津伊兵衛家文書）。

委嘱 高津伊兵衛幸通作成

安永六年（一七七七）正月一六日

（表紙）

委嘱

夫死生ハ天地之定理也、我行年六十一、父母・兄の靈と神仏の加護に因て、一生艱難を知らず、貧苦を経ず、世の所有思を既に見つ、既に聞つ、既に更つ、且我愚痴・頑陋にして、志正からず、行不善なりといへども、幸に先祖之家業を全して、以て、これを子孫に傳へ、而天年を以て終る、是少壮よりの念願にして今日成就するとを嘉、允に本望満足せり、何をか歎、何をか哀ん、

安永三年 高津伊兵衛幸通

七月十五日

安永六丁酉年正月十六日改正 無言写

遺言之事

御城 并ニ御屋敷江相司之方頼候而、通之者別火ニ而御用相勤可申旨御頼申上、茶・煙草等迄火混不申様ニ大切ニ慎、相勤可申候、

往生昼前二候ハ、翌日八時之葬礼ニ可致、昼過二候ハ、明後日昼時ニ可致候、尤烈風又祝日・節季等延縮之執斗、其時節了簡可有之候、懸無垢・八構布・はや布、喪上下、其外調物品々早速可申付候、

見世江簾 下候者二日ニ限可申候、

羽織袴ニ而見世へ忝人附置、悔ニ御出之衆中致挨拶、帳江記可申候、

本郷念仏講は、此方平常致不参候間、為知候ニ不及、若聞伝講中御出之衆中も在之候ハ、西隣ニ而も東隣ニ而も相頼置、暫時御待之内茶・煙草之馳走役忝人、外ニ子供忝人附置、鹿略ニ無之様ニ可致候、

今世上に分限不相応葬礼を華麗にする人あり、亡者の為を思にあらす、威自己の名聞を肯とす、世間の譬を引て費を厭はず、外聞をの

ミいふ人有べし、必用べからず、  
巨雲寺江先達而可遣品々覚

天蓋 龍頭 輿台

小蠟燭廿丁 草席 七枚 花莞菴 二枚  
五十枚

煙草盆廿 火入・灰吹・炭團壺ツ宛添

させるは無用

茶盆 十 葉鐘壺ツ宛添

茶碗五ツ宛添

焙茶 二斤 帳二冊 筆二対 墨一丁

饅頭 九百 但シ壹分宛香之物無用

櫃百五十枚 杓楊枝二百本

半紙廿狀 酒三升樽一 外二升樽一

焼場風雨・雪之日又は時節により人数大概相考、右之數減少可致候

菓子方ニ心利候人相頼、上下四人斗先江可遣、

茶・煙草方之上下三人斗、折々茶覆・溜・捨、茶人替可申候、尤葬礼参、

大勢ニ相成候ハ、両方共馳走人相増可申候、

帳付二人相頼可遣、

見世江乞食不來様仕切可申候、

懸無垢一 櫛桶 連臺

棺 粉板箱八構布 覆

盥盤 手桶 柄杓

編笠二 草履

巨雲寺江弔之御経余長被遊不被下様ニ願可申候

先供廿人ニ不過候、少者不苦

世間並ニ女供無用

施主喪上下 衣服者有台紋付ニ而二人

伊兵衛

与兵衛殿

(挟紙・下)

安永五年  
申七月五日死

常之上下衣服ニ而

五兵衛殿

弥兵衛殿

吉左衛門殿

治兵衛殿

藤助

風立騒敷時分、又節季等用事多時節ニは藤助留守ニ相残可申候、

寒色小紋上下紋付ニ而

藤七

小七

其外羽織ニ而一・三人 子供二・三人 挟箱見合

輿昇 四人備可申候、

伊勢町合大坂町大橋・万年橋通

(貼紙・上)

遺物金之控

一百三十兩 硯

一金拾兩 勢州  
清水

一金拾兩也 おきよ  
浅草

一金三兩也 お市

一金貳兩 乳母

一同壹兩壹分 惣介

一同壹兩壹分 太助  
三矢

一同壹兩貳分 重藏  
十藏

一金五兩 三河町藤兵衛

内訳 新ばし和兵衛

壹兩壹分、 三河町伊左衛門

反物壹反つ、 小舟町清兵衛

一金貳分 女ども 宗兵衛  
式人

式貳百貳拾七兩也 橋本町茂助

同元四郎

金貳兩 小網町八郎兵衛

金貳兩 本所宗八

金貳拾兩 勢州

金拾兩 四郎右衛門

金五兩 おとき

金四兩 向源兵衛

金貳兩 向宗八

金壹兩 與七

金貳兩 吉兵衛

金壹兩 平左衛門

金壹兩 三河町藤兵衛

金壹兩 新ばし和兵衛

金貳兩 三河町伊左衛門

金貳兩 小舟町清兵衛

金貳兩 宗兵衛

金貳兩 橋本町茂助

金貳兩 同元四郎

金貳兩 小網町八郎兵衛

金貳兩 本所宗八

佐兵衛

松永民部殿招 祓可致候、

焼場江著御出家共六・七人參可申候、

灰寄砂村之包

金百疋

百文 非人

百銅 堂守江 骨壺

三百銅 男三人 曲物

伊七・おもん・お村、其外供二・三人可參、

眞雲寺之野布施は灰寄之日ニ持參可致、

和尚様 金三百疋

大衆方 鳥目貳百銅宛 寺僧ニ外百銅ツ、

いの役 こうぞう 迎 焼場 此分外ニ三百銅ツ、

小僧 下男 百銅ツ、

幕代 金百疋

諸雜用 金百疋

位牌代 錢百文

六道 貳百文 非人三百文

石塔著有來之面ニ切付候処有之、後々迄此石塔大キク不可致、

位牌 同断

精進物參候方帳面拵附、落無之様ニ記置可申候、

禮返者見世々三人、家守衆之内ニ而三人相頼、三方江出可申候、灯笼兼而用意

可有之候、

座頭江金百疋可遣、孫太郎百ヶ日迄仕切可申候

宋の司馬桓 魁 自石槲を為、再有これを見て孔子に問て曰、禮に

凶事ハ豫せずと、これ何の謂ぞや、子曰既に死て 而 讒を議す、

讒 定て而葬を下す、既に葬て而廟を立、皆臣子の事にして 豫属

する所にあらず、況や自これを為やと、これを以て惟ハ當我とき

鄙賤なりといへとも、 自 後事を委の人あり、是に任して可なり、

江戸日本橋商人の記録

何ぞかくのごとき奇細卑悋の言を遺し、死後に辱を殘の理あらんや、

然といへとも我資性愚怯刻薄にして常に板柱等を貯て火災不意の

備さへする、猶これをなす、 矧や死ハ必定免べからざるもの也、何

ぞ預此が備を為さらん、何ぞ思と云遺さらん、平常ハ終に臨て後事

を嘱せんと欲といふとも、風燭定なく卒然として病発せば、 口言と

能ハす、手動と能ハずして恨を飲て死するに至らんか、又病腦に犯

され苦痛に煩悶して心識昏乱七顛八倒せば平日の念慮咸破消すへ

し、嗚呼執着心より無益の事をと誹る人極て多かるべしといへとも、

我強に死後の名を貪る心も無きゆへに思ま、に書遺セハ敢て執着者

残らず、

一七日眞雲寺法事

金三兩 白米壹斗五升

味噌一重 醬油壹樽

菓子・乾物・青物等、寄物之内ニ而見斗、有合ニ可差上、

本所・伊皿子・小船町三人、源兵衛家守七人、其外懇意之衆中參詣

被成候ハ、齋可出、手前人数と都合何十人程と相考、三日斗前ニ可

申上、

葬礼之時分世話被成候衆中、其外常々心安キ旁江夜食可進候、尤人数見合候

而二夜ニも三夜ニも可相勤、

酢和 汁 猪口ノ物

香物

平 飯 硯蓋

料理者寄物見合手前ニ而

二七日 巨雲寺 江靈供料

白米三升 錢二百銅 塔婆代百銅

翌日 見世之者不残月代可致、尤

御城 御屋敷江參候者其者初ハ平常之通、

三七日 靈供料二七日同断

翌日 見世之者不残精進落

四七日 靈供料同断

五七日 速夜<sup>クダ</sup>三家内百萬扁

巨雲寺齋料

金二百疋 白米五升 塔婆代百銅

六七日 靈供料四七日同断

餅配<sup>クバリ</sup>家数考餘り少分ニ無之様ニ挑<sup>アツラヘ</sup>可申候

七七日 巨雲寺江御寺之御人数ニ而法事御勤可被下候、

〔<sup>勘帳・下</sup>金三両差上可申候〕 〔<sup>勘帳・上</sup>此品金式両ニ減し〕

施主者手前斗上下七・八人も參詣可致旨申上

何日ニ死候とも、四日・七日・十日・十七日之内ニ而近キ日を命日と可致候、

翌日不残精進落

正月歟又節句等江差懸り候ハ、右日数ニ不及共、二七日ニ而も三七

日ニ而も時節見合を以、精進落可申候、見せ之者者左様之時節者一七

日過候ハ、不苦候事、

記念配親屬・別家・見世之者

有<sup>有</sup>道巨寛信士<sup>信</sup>之御讓を受、我廿八才之致支配、翌正月、惣金高改候

所、

寛保二年壬戌正月三日 店御惣金高  
文金千六百廿三兩七匁七分

先祖江之孝并<sup>并</sup>子孫之為ニ商売随分精出候得共、愚鈍<sup>ト</sup>之我等義、所存ニ不任<sup>セ</sup>、今年六十一才、為差功<sup>功</sup>茂無之相果候、

安永三年申午正月三日 店御惣金高

文金壹万六千五百拾四兩貳步十四匁貳分六厘

内 五拾兩

四千四百五拾兩

七百九拾兩

ノ五千七百九拾兩

右委細之書面者見世之戸扉之内ニ要用帳之箱ニ重底之中ニ在之、各方

不残言合之可開見、

右銀金引残止味金高

文金壹万七百二拾四兩貳步十四匁貳分六厘

右金五拾六兩

文錢三拾六貫文

右不残おもん江讓與申候間、家屋鋪おもん名弘<sup>弘</sup>致候而伊七と和談致、

驕奢<sup>ワコリ</sup>を不構<sup>カマヘ</sup>、人ニ謙<sup>ヘリケンリ</sup>、第一家業大切ニ仕、随分兼約を相守、家相統

可致候、

大活無心居士御存生、享保十<sup>乙</sup>正月ハ今年迄五十年ニ及候所、店御

諸勘定無懈怠記來候間、此以後末々迄も無<sup>無</sup>退転<sup>退</sup>、出入委細<sup>委</sup>ニ相記<sup>記</sup>、

毎年三月十七日、此上書ニ有之面々相拓キ、有金高并<sup>并</sup>諸勘定逐一披

露可致者也、

此度葬礼ハ四十九日法事迄之諸人用者、右有金之外ニ文金三拾二両式歩在之候間、此金を以、相濟候様ニ縣執斗置候、

御城 并ニ御屋敷出勤

丸治 山本 伴 津国 永楽 福馬 柴田 町内 小船町 其外葬

礼之御世話ニ相成候方、精進物被饋、又者悔ニ御出被成候方迄茂忌明

候段申礼ニ廻り可申候、

諸国悔状之礼状

然者先達不幸之御者御尋御状被下忝奉存候、此上不相替御懇意被成下

候様、偏ニ奉願上候、忌明候ニ付、右御礼可申上、如此御座候、猶奉

期後便候、恐々謹言、

平常火之用心太切ニ心懸、蔵々戸前・見世裏白等折々立合改可申、壁之

崩・鼠穴用心、土穴蔵水浚、砂蓋等吟味可致、

春冬者庭・物置并ニ蔵之間吹抜ニ荷物不可置、庇ニ火粉受候物無之様、風立候

ハ、蔵々之荷物ニ階上ケ、下を形付、窓をメ、庭物置等致掃除、繩・

筵、其外無益之物迄茂蔵江入可申候、

奥之諸道具・椀・家具、常不要物者皆蔵江入可申候、

火事之砌之用意ニ出置可申物

白米五・六升 釜 茶少

酒 二・三升 ちろり 茶碗

香之物二重 庖丁 箸

火事在之時、大風敷又世上騒々敷砌ニ候ハ、譬風再当分宜候共、裏白立、

寛候所楔挟置可申候、

御門札 沽券 金手形

江戸日本橋商人の記録

要用帳箱

右手許江出置、太切ニ相守可申候、

他所江見舞又火元見杯ニ人散可申敷候、働候砌一所ニ不集、所々江手分可致、

尤其人々見立人数配、常ニ心懸置可申候、

灯笼 蠟燭 幟

水籠 生籠水 水汲籠

鴛口 鉄槌 槌

鉄槌 斧 鉞 鋸

小階子 踏台

窓数十一ヶ所

火勢考候而表裏之銅戸メ、看板取入、見世并ニ蔵々之窓目塗念入可致、

穴蔵江太切成帳面不残仕廻可申候、

風並悪敷成候砌、外合持来候荷持ニ火粉、又火道具無之様致吟味、奥蔵江入

させ可申候、炭・薪、其外所有物穴蔵江入、砂蓋可致、戸前・裏白・銅戸

等塗候刻、見世之北口裏白一枚并ニ西蔵之庇合者暫時見合可申候、

表之豎樋・下水板・庇合江入、下水江竹簀立掛、余所之荷を軒下へ入させ間

敷候、

土箱之蓋いたし土ニ覆可申、若土無之候ハ、築山之土運可申候、奥江懸り

候人数ニ取入可申候ハ、

畳 障子 襖

雨戸 格子 雪隠之戸障子



大戸 石灯籠 盃銅

扉板 水瓶 居風呂

風弥不止危相見候ハ、

敷居 鴨居 縁不残

蔵江之庇 二所并橋 板畳

二階板 二階根太 奥蔵西庇合しとみ

最早不逃と相見候ハ、

井戸かわ取入、跡江戸ニ蓋致、土覆置、

長屋雨戸不残 路次開戸二枚

火の見大階子

火事鎮候而酒飲可申候、

風之大小、火の遠近に因て臨機応変の指揮有べし、此書面に拘

柱に膠し過となかれ、近火に僅の物を惜て蔵を焼、遠火に周章て

焼まじき物を焼ハ、平時の油断、心術の足さる也、

我相果候後若代と侮、売懸も不濟、店賃滞或者金之無心申掛、世間者勿論

親中又家人之中ニ差損懸候者可有之、其人と其金高ニよりて随分許可致候、

又用捨難致品可有之候、身代持堅候迄、此苦勞多キものニ候、志慮可用、

我存生之内と違、格別ニ尊敬致、詔候者可有之候、其人ニ油断不可致、是迄

よりも猶又人ニ謙、商内者勿論、何事ニ茂自身働、骨を折、家人ニ情懸、亦お

もん・おむら・与吉尋茂衣類・食事等迄、甚兼約可致候、

他行ニ子供連可申候、我達者成時分る供連候者而無之、目附ニ連申候、

即座帳之勘定ニ相算致させ、金之出シ入レ妻子ニ為致候茂自分之憤ニ而候、有

金改候折々おもんニ立合せ可然候、

昼夜見世を不去、年中勘定場ニ寝可申、何様之義ニ而茂外ニ宿不可致、

町内始、隣町ニ茂其主人相果候而、跡繁盛致候者希ニ而、衰微亦破滅致候者多

候、皆相続人商売疎ニ致、身持不亘故ニ候、朝暮商内ニ精出シ、外之楽ニ耽

不申候ハ、仕執心来ル、見世之義繁盛無疑候、

隙成時分之楽ニ者假名本ニ而茂書物見候が宜候、昔之事見候得者智恵茂増、身

持之ためニ茂相成候、

心正、其身治候得者手代・子供迄懼・慎候故、見世茂自然と繁昌致候、至而

不行跡之手代者卓暇遣可申候、

見世之者夜遊ニ出、又正月博奕致候義、急度禁制之趣、当暮喜人と兩人ニ而

奥之座敷江藤助・藤七・小七・太助、老人宛呼出、譬二錢三錢之子供遊ニ而

茂勝負事致間敷、隣家ニ而茂夜步行堅無用、其外之者其ニ茂急度為致間敷旨申

付、左之通可申渡候、

正月手慰不致、夜遊ニ不出候而者迷惑ニ存候者者勝手次第暇遣可申候、尤是迄

正・五・九月者人之出入忌候得共、右之掟ニ背者者月ニ不拘早速、暇遣可申

候、

御法度之事故、表向之言渡と相心得、初春、是式者可然義家並ニ有事と致了

簡、暮過る者不残二階江集、朝寝之上ニ昼寝、剩、虚病構、雨天ニ者昼も二階

江集、見世之無人茂不顧、近々呼出候得は却而致腹立、博奕ニ計心入、奉公者

無是非勤候、

博奕致候ニ付仕着物、其外夏冬之着替不残質ニ置、其上衮尽候而小売錢掠取、

湯戻之栄囉喰、其外日々放埒成事ニ遣捨募候而、代物盜候ニ付、当春佐吉暇

遣候、

新参之者家風不知故、博奕之企も不致所、前輩共催之、其上表之錠頼置、

夜遊出、或者徒突いたし、外ニ而博突致ニ付、当春卯八暇遣候、

世間ニ盜致候而錢遺荒キ手代義有之と羨、分量不相応之榮耀遣、楽喰等ニ給金毎年借越いたし、其身之働不顧過分ニ遣捨候族有之候、以後者時々借高相改、相定之外一切借申間敷候、

給金之定ニ上中下之三段致置候間、其人ノ勤方精之出シ様相考、三品之内何れ之品と相考、給金可申為間候、

見世大切ニ商内精出常ニ得意方先之工夫、代物之有無、必心懸、相場之高下、荷物捌口等考、家内之兼約迄も心を附、買出シニ目も敏、売過も不致、帳面算用等違無之、身を入働候者上等之給金ニ定可申、

商内相応ニ致、目も敏候得共、決斷無之、筆算大概ニ而も難ニ打任一人者中等之給金ニ可定、

商内ニ精不入故、目不敏、律儀計ニ而心ニ働無之、商売ニ油断多、相場之高下不考、後輩之商内致候ニ傍ニ乍居、気蔑不付、其上仕業茂我我心ノ者不催、差図計受、算筆も未熟ニ而、朝寝致者下等之給金也、

今日ノニ而茂心を改、商売精出、諸事ニ心附相励働候ハ、其年ノ給金相改、下を中ニも、又中を上ニも致遣可申候、

天性商人気無之、根機薄、剩身持不正候而奉公ニ影日向致又其身ニ私有之故、後輩之非を糺不申、若輩者共と押合、博奕・盜等心懸候者下之品ニ茂不至、早速暇可遣、尤常々氣を付、無油断頭立候者と互ニ心を合せ、人々其行跡可考、

右下等之給金者

年季明翌年ノ

式両宛

三年目ノ

金四兩宛

江戸日本橋商人の記録

六年目ノ

金五兩宛

中等之給金者

年季明翌年ノ

金三兩宛

三年目ノ

金五兩宛

六年目ノ

金七兩宛

上等之給金者

年季明翌年ノ

金四兩宛

三年目ノ

金六兩宛

五年目ノ

金八兩宛

支配人ニ申付候年ノ

金拾兩宛

首尾能相勤、別家為致候時分、年数并ニ其人ノ勤方働等相考、船得帳面之内ノ元手金遣可申候、

おむら事、早く嫁候てハ産危存られ候間、十八・九迄も内ニ置可申候、尤成人の娘ニハ必文など付、又欲心にて色事仕懸候族間有之ものニ候、女之一生の慎ハ、是のミ大事ニ候間、父母に成替り昼夜心を付、数教訓いたし、女之道に背き不申様、又十五・六才之頃勞咳脳候者世間ニ在之候、心付へ

き事ニ候、躰ハ左のみ身代計ニ拘らず、又姑之有無、男ぶりの善悪に構ハす、志 行の能、実義成商売にて小躰ニくらし候人選可申候、又おむらハ常々伊七・おもんを父母と思ひ大切に敬ひ随ひ、假初にも乱なる心を持す、女の仕業を能覚、嫁候てハ、姑を尊、夫を敬、貞心を尽へし、委は貝原氏の女大学に具ニ誌せり、平常心を入て是を誦、心を磨可申候、

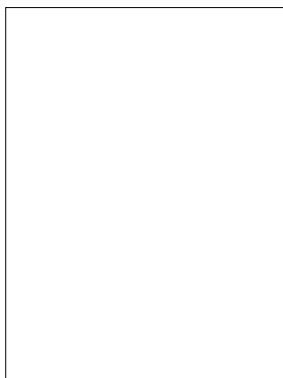
与吉食事過不申様專一ニ候、おもん手にて生立候へハ家事ハ無之候得とも、猶更怪我過不致様ニ無油断心を付、怠懈怠なく毎月据、七・八才より氣随、

我ま、をさせず、諸事をそろそろ教、驕修の兆を常に防、奢美の衣類を着せず、成長の上、算筆の外、算筆の外、茶の湯・立花・俳諧等、其外諸芸不知とも恥ならず、家業を大切に精入し、驕を禁し、朝寝せず、飢食・飽服にて末々繁昌を專一とすへし、

右遺言状、紙員都三十二丁、如件、

鳥の將に死とするときに、其鳴と哀、人の將死とするときに其言善、我今末期に及、何ぞ邪欲の心ありて、これを遣んや、唯先祖の家名を没さず、永子孫の栄んことを希者衆愚の心戚等し、老耄の迂言なりとして必しもこれを忽にするを莫れ、

(裏表紙)



手代吉右衛門宛高津伊兵衛幸通書状——〔三代目真筆 一卷〕——  
安永三年（一七七三）九月一六日

尚々、小船町何連茂無別条候、商内事大障りこまり、是ハ此商売一統之事ニ候、以上、

例年川支も有之事ニ而、或八十日・十五日延着、不珞卜覚候得共、今年之様ニ春分秋迄状毎ニ差支候事も又奇異之義ニ候、先月廿八日出、当朔日・二日・五日・七日出迄、追々頃日到着、具ニ致披見候畢、御報左ニ一ツ書を以、順々ニ申述候、

一 廿八日出致披見候、如來示次第冷氣募候、貴殿堅固之由珞重、此方當時病人も絶無事ニ候、御安意可被成候、尤我等今以服藥致候得共、是ハ老病之義左のみ貪着にも不及事ニ候、

一 為替に取組、早速はり新へ相渡申候、銀相場当地も同事ニ而中々銀為登難致候、其地へ以來銀御借付風聞、我等共迷惑ニ相成申候、

一 当地錢相場今月九日頃より素人衆買立、段々高直ニ相成、五貫式百七八十迄仕上ケ申候、入船有之為登ニ利之よし申人も有之候、當時ふし相場にてハ中々錢相場くらの義ニも拵不申事ニ候得共、節

「 売候斗仕合ニ候、二・三日以前ニ御触廻り、諸国鑄錢、先達而御差止之上、此度又当地錢座も格別鑄高御減少ニ付、諸物は迄とハ格別下直ニも売可申旨、店々裏々迄不洩様ニ可申渡、高直ニ売候ハ、曲事との御触、恐敷義ニ御座候、鯉ふしも末々ハ去年之石屋・家根や同前之御咎メニも逢可申敷、併我等義ハ御用之ふしを、是迄も右直段ニ売上候事故慥ニ候、右之御触後、如何致候事ニ哉、錢相場次第ノ下落、

今日ハ五貫三百三十四、錢五貫三百五十四文と申候、

一 土佐屋敷を献上大ふし御詮義有之処揃不申由、いか様老貫目廻りハ、今年ハ出来兼可申候、殊ニ御吟味強、前々も木地ニテ御座候、

昨日手前へ芝辺之御屋敷衆、御膳ふし之由十人入之ふしを拾五、代巻而式歩ニ調行被申候、是も玆敷義ニ候、

一 当年ハ兎も角も来春決而ふし切シとの御考御尤ニ候、我等も左ハ存候得とも餘り高直成もの、大名歎病人ならてハ用申間敷、田舎勿論進物向キさらりと売レ不申候、小旗本位下ハ、平常杯冬瓜汁ニも八盆豆腐ニも常々入レ申間敷候へハ、却而春下落も難斗候、

一 副章朝之御返答承知、此方存寄とハ少々相違之段、相互ニ思召之人有之条尤ニ候、跋之趣意御演説不被成玆重、先以此方之苦罪ハ抜ケ申候と相見、安堵之事ニ候、

一 当朔日出披見、兵庫・さつま買付并ニ其地さつま相場等逐一令披覽候、当地も兎角うとんやハ皆さつまニテ御座候、ウシスウノ匁之腹ふしニハさも潰シ申候、依之頃日之売立金、多分さつまノ代ニ候、当時老貫目スシ匁ニ元申候、是ニ付ケ而も先達而之兵庫宜敷折柄ニテ抜群之御手柄と存候、今度之兵庫買も、当時相成之口せん相見へ被申候、

一 其地御問屋衆中も跡々売候得ハ直段宜敷義御考、半分宛売杯色々と謀計有之条、御尤至極ニ存候、此謀ハ御一生ニ此度一度と被存候、

一 注文屋衆被參、江戸之噂不メ売との義、当地町内乾物屋始メ、小船丁・四日市、其外所々小売店迄ふしを切ラシ候而言訊斗申候砌、手前見世ニテハ貴殿登居候故不絶代もの有之、尤無敷もの故売り急ハ不致、兎角直段を高く申候而いやなら御無用と云了簡、其高く申候が次第ニ誠

之事ニ成申候故、調場聞、めくらかくせの根性ニテ左様之事申遣候も尤ニ候、

一 当二日出披見、古座・アハ喜札入、朔日とハ又高直之相場いさい承知、氣違之沙汰ニ而注文屋衆何程騒立候而も得と志案可被成候、只今セリシノ匁はらウシス匁をニ夕目とも不見ニ逃行候人多御座候、殊更右ニ申候通、大名斗之腹へはいり申候間、捌方は迄とハ大キニ違可申候、御申越之如ク手前ニハ当時相場と百貫文も違候物多御座候間、最早あせり候義無之候、勝て兜之紐をメよとハ此時之事と存候、

一 其地注文や今当地へ申候五拾匁ノ頃合もの五十五匁迄之相場申參候よし、此間も芝辺ニテ五・六十入、値段聞候得ハ、五十八匁之云出し、小船丁の者四十二匁迄付候得共、返答も不致よし、是ハ狂がること笑申候も笑ぞこなひニ相成候、

一 当五日之御状披見、当時岩城ふし相場申進候得ハ御驚之由、頃日田舎衆ちら／＼相見候得共、是も驚被申得買不申よし、江戸之喰ふしニ候条、少々宛買候、人々捌方無之故、其後之岩城ふし一割方も尻込致候、餘り大それ候直段、左も可有之事ニ候、

一 清水土用醒へ少々塩虫付、仲買衆節句前ニ付、餘り進ミ不申ニ付、札入相止候由、物而登問屋ノ相場高直ニ候条、手前之為ニ不宜候義候、併是望寄可申候、

一 阿久津・土佐・完平・熊の真秋生めふし相場驚入候、是を買、何ニ可被成御心入ニ御座候哉、

一 七日出御状、今日相達、右披見候、弥御清平称重、此方皆々無事、我等少々滞候義被懸御心頭、状毎御尋御案事被成候趣忝候、左のミ死病

とも不相見、頃日少々、宜敷方ニ候、御安堵可給候、

一 完平・能野ふし少々ゆるミ申候由珍重、併中々阿ミふしニハ相成申間敷と被存候、

一 手前へも一昨日長嶋入津仕候、土用さめと相見、先達之ふしとハ大ニ違申候、老割引百六貫文ニ廻シ申候、尤御用鯉ふし次ふし等、御直段ニて廻申候、惣而是迄何しも左様ニて上中小節ハ罔ふし多所持、依之御用之損ハ餘り不致、其上先頃之鯉ふし之處ハ、二ツ之所へ老ツ宛三十人之頭を上ケ申候、御直段ハ于今直り不申候、是も末々御上ケ可被下由内意も有之候、

一 長嶋ハ例之通状不參候故、漁事之いさい相知不申候、船頭ニ承合候へハ不漁と申候得共、是迎も相知不申候、房州は最早無之、伊豆も無之候、岩城ハ跡ハ追々相応可參候、仙台も少々ハ有之由、

一 此度之相場もの百七八十貫文故、古座やの少々御調候よし、先達而之買ならしニ致候ハ、相応之直段と存候、併最早此相場もの餘慶ハ御無用ニ被存候、

一 ト四郎殿せ大ふしを鼻葉ニ注文之義被頼候よし、如何様岩喜殿方も外ハ素人被參候ハ、買口是迄之通りニハ難參と存候、岩卯殿も迎も昔之通ニハ有之間敷候間丁寧ニ真実ニ被成被下候ハ、来年ハ少々宛御頼可申段御挨拶可然かニ御座候、得と御考可被成候、相場引下ケ候ハ、今年ハ試ニ御調も可然候、

一 三木安佐渡いか買付承知、是ハ我等も不存事ニ候得共、有高無敷ものニ候ハ、宜敷義可有之存候、金子之義岩喜方へ過分登り過御座候故、今晚先差控候、岩喜ハ御受取可被成候、跡ハ買付參次第ニ金高相考為登

可申候、左様御心得可被成候、ト四郎殿分も岩喜ハ御受取御渡シと存候、今も少々過金有之候、

一 其地相場百八・九十貫文承候而ハ金子為登候力ラも無之候、此以後、秋漁ものニても御調金子急ニ御入用之事候ハ、何時何程ニ不限、為替御取組可被成候、

一 さつまふしも此已後參候ハ、百貫文とも可申旨御申越被成候、當時とうんやハ皆さつまふし斗遣申候、スシ久を売候得ハ、元直迄ニハ相成候、併過分餘慶ハ斟酌ニて候、如何思召候哉、是又御調急ニ入用も候ハ、為替可然候、

一 本家御母義様御所旁之処、早速御快候よし珍重、序ニ御見廻御状上候様致承知候、

一 天市様御養子相定候而当月内ニ御入之よし、依之今晚岩喜殿へ向ケ油紙包箱老ツ為登申候、祝義相済次第早々御申越可被成、其別書状登セ可申候ハ、油紙を解キ、此内之箱へ御添為持可被遣候、内之品ハ本郷ハ拝領之加賀染絹ニ反有之候、龜末之品ニ候得とも、此間拝領仕候故差遣申候段、追而御挨拶も御座候ハ、御申可被成候、

一 火桶到着致落手候、至極宜相見申候、存命ニ候ハ、此冬之寒気凌可申致祝着候、

一 六龍水二本水上ケ見申候処格別水勢強究竟之道具ニ御座候、

一 先年之御用金屋敷方ハ不相済分御公義ハ分銀被下候よし、余りうま過候事ニ御座候、弥真美之義ニ御座候哉、乍併左様之宜味を喰申候、又何ぞ被 仰付候下心ニ候や、

一 太兵衛仕切金、其地皆々無御難義と存候、何れも御懇意ニ被成被下候

衆中、一向打捨ニハ難致存候ニ付、銘々送り高相改、愚案等も可有之義と存候ニ付、別紙之趣相認候、是をよりくニ皆々様へ御見せ可被成候、則御見せ被成候様ニ認申候、金子遣入、不遣ハ追而之事ニ候、此太兵衛書附ハ当春五兵衛と弥兵衛を以何か願ノ節、持参致候得共、金銀事ならハ太兵衛ニおいてハ、取上ケ無之段申渡、此書付も見不申候、返シ申候を見世之引出シへ入レ置候よし、此度尋出シ申候、太兵衛義ハ一向出入も不致事故、其地へいさゝ承ニ遣候段御申可被成候、すま五江も序ニ御申越御談可被成候、江戸へ追付罷下候ニ付、ケ様ニ申参と御申可被成候、

一 最早此以後相場も引下ケ中間敷と相見候ハ、其地発足、ゑひす講前頃帰着之御心かけ可然候、天市殿進物発足前之間ニ合不申候ハ、宿元へ得と御頼置可被成候、早く遣スも不宣候、此方之状と一緒に被遣候事よくく御申談可被成候、

一 秋漁沙汰も睨と有之か又ハ入船ニ面白キ商内事可有之ニ相定候ハ、五日・十日、延日も不苦候、宿元にてハ何のかのと留たがり申候間、得と御考、左のミ執着も無之相場ニ候間、荷物等能々御改、樽之封印被成、帳面等御引合、供人御雇、参宮ハ四日市迄之積可然候、扱伊右衛門方ニ・三日御留之内ニ中国屋ニ相応之連無之候ハ、平左衛門にて浅右衛門にて御連御下向可被成下候、今年之御登別而大役、首尾よく御勤被成珍重ニ御座候、謹言、

九月十六日

吉右衛門殿

尚々、其地皆々様へ御見せ可被成積り認候、別章如左、